

内閣総理大臣
岸田 文雄 様

「令和6年能登半島地震」に関する第三次申し入れ

立憲民主党

立憲民主党は、地震直後に「令和6年能登半島地震対策本部」を設置し、1月5日に第一次申し入れ、1月26日に第二次申し入れを行った。

地震発生からまもなく2か月が経つが、いまだに多くの方が避難生活や困難な生活を強いられている。ライフラインの復旧が第一だが、今後の多くの課題に迅速かつ的確に対応することが国の責務である。よって、ここに第三次の提言を行う。

政府においては、本提言を十分に考慮し、全力で対応されたい。

1. 最重点で対応すべき事項

(1) 被災者生活再建支援金制度の拡充

被災者生活再建支援金制度についての政府案は、高齢者等がいる世帯に限定して倍増するものであり、同じ震災で被害のあった富山県や新潟県は対象としないものとなっている。生活再建支援において、被災者を分断することなく高齢者の有無、県境に関係なく、全震災被害者を対象に支援金の上限を倍増すること。

(2) 地域の雇用維持に全力で取り組める支援を

地域の雇用を守ることが、被災地住民の生活再建、地域経済の復興の要となる。地域雇用の大部分を担っている中小企業が雇用維持に全力で取り組めるよう、雇用調整助成金の助成割合の一層の引き上げ、支給要件の緩和、支給限度日数の延長など柔軟な対応を図ること。働き手の県外流出を食い止めるとともに働きやすい環境を早急に整備するために、特区制度の活用（例えば、税、社会保険・労働保険料などの負担軽減、Uターン希望者に対する就業支援など）を検討すること。

(3) 被災地域住民の生活再建に向けた支援

地域インフラの復旧にあたっては、地元企業への発注を原則とし、施工能力に懸念がある場合は共同事業体の組成を促す等、地域経済再建を最優先にすること。被災住宅の再建・リフォームに際しては、地元企業への発注や県産材活用を行う被災者に対して補助を増額するなど、その促進を図ること。また復興計画の策定にあたっては、地元住民や地元企業の意見を取り入れながら進めること。

(4) 緊急融資の創設および既往債務の返済条件緩和

・1月25日に公表された「令和6年能登半島地震被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」に盛り込まれた各種資金繰り支援策の周知徹底

を図るとともに、売上減などの影響を受けた中小企業の既往債務について返済条件緩和又は「返済凍結」などを実施すること。

- ・「能登半島地震特別貸付」は原則無担保とし、貸付金利も状況に応じ軽減すること（甚大な影響の場合は無利子）。
- ・融資や保証制度利用の際は、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえ、できるだけ経営者保証を不要とすること。
- ・被災中小企業の再建にあたっては二重債務の負担が大きな課題となるため、現在の「支援パッケージ」では「検討」の表明にとどまっている地域経済活性化支援機構等による債権買取や出資のスキームの早急な具体化を図ること。

(5) 「なりわい再建支援事業」の利用推進

「支援パッケージ」に盛り込まれた「なりわい再建支援事業」は、被災中小企業の再建・事業再開に大きな役割を果たすことが期待される。制度の運用に際してはこれまでの大規模災害の教訓等も踏まえ、手続きの簡素化と迅速な対応を図るとともに、復旧後の改修・処分などにも柔軟に対応するなど、継続的な充実と改善に努めること。

(6) 被災度区分判定の適切かつ速やかな執行

応急危険度判定や被災者生活再建支援制度における被災度区分判定を適切かつ速やかに行い、被災者が住まい確保を具体的に検討できる環境を整えること。

(7) 自治体職員や医療・介護などエッセンシャルワーカーの健康確保およびメンタルヘルス対策

被災者を支える側である自治体職員や医療・介護などエッセンシャルワーカーの心身を守るため、ア) 疲労の蓄積を軽減するための対策、イ) 労働安全衛生や労災防止等の観点も踏まえた勤務時間管理の徹底、ウ) 長期間勤務職員に対する医師による面接指導など健康管理の徹底、エ) 休息や休暇の確保、オ) 国等の制度の積極的活用も含めたメンタルヘルス対策などを自治体からの手挙げ方式ではなく、国のプッシュ型で講じること。

2. 重点的に取り組むべき事項

(1) 避難所における支援

- ・温かく栄養バランスを考慮した食事の提供、食物アレルギーへの対応、ペットの居住スペースの確保等、避難所等で生活する被災者のよりきめ細かいニーズに対応する体制を整えること。
- ・避難所におけるトイレの悪臭軽減、ノロウイルス、インフルエンザ、新型コロナなど感染症対策支援を強化すること。
- ・避難所の統合等に伴って、元の住宅で暮らす住民に対し、引き続き適切な支援および情報提供を行うこと。
- ・2次避難所の閉鎖は、避難者の行き先が決まっていることなどの状況を見ながら慎重に対応すること。

・医療機関番号を発行するなどにより、避難所で診察する医師（DMAT等）が新たな薬の処方ができるようにすること。

（2）事業者に対する支援

・中小企業の事業継続のための措置として、設備のリース代など固定費への補助事業を検討すること。

・地域経済の崩壊・底割れを防ぐため、売上減少などの影響を受けた企業に対し、社会保険料や法人税等の減免または納税猶予の特例措置を実施すること。

・風評被害の防止に努めるとともに、風評被害の影響を受けた企業に対して支援策を講じること。

（3）自治体に対する支援

・自宅が損壊するなど庁舎内に寝泊まりせざるを得ない状況にある職員に対し、心身を休ませることのできる職員用のスペースを確保するよう国の支援と自治体への助言をすること。

・被災自治体及び応援自治体職員への手当を適切に支給するため、国からの財政支援を拡充すること。

（4）復興・復旧

・危険建物と判定された施設（被災建築物応急危険度判定の赤紙）の再建については、より簡単な申請で手続きが行えるよう、事務手続きの簡略化等の対策を行うこと。

・民間ドローン・ヘリコプター運用について助成・交付制度を創設をすること。

・簡易トイレについて、購入補助制度を拡充するとともに、緊急保管物資として位置づけること。

・液状化の被害は、これまでの家屋の危険度判定、罹災証明などの基準では充分に対応できない面があることから、液状化被害に特化した、損害の算定の仕方、復旧復興支援のスキーム等を早急に検討し対応すること。

・原発立地自治体における避難ルートの確保など避難計画の安全性を万全とすること。

・被害が甚大な自治体の市街地の道路における遮蔽物の撤去等による交通の確保や、通行止めや迂回路など標識の充実を図ること。

・被災地における多様できめ細かいニーズに見合う支援を迅速に行うため、民間団体と効果的に連携すること。デジタル（Suica等を含む）を活用した被災者の状況把握システムの導入については、被災者や自治体担当者の負担にならないよう配慮するとともに、避難者のニーズの的確な把握につながるようにすること。

・被災者支援をよそおい高額な金銭要求をする等の詐欺や窃盗など災害に便乗した犯罪の防止に全力をあげること。

・復旧にあたる労働者やボランティアに対する石綿曝露防止対策など労働安全衛生対策を講じること。

・「北陸応援割」を実施する際には、被災地の復旧と観光需要のバランスを考慮すること。

（5）その他

・1月5日及び26日にわが党が申し入れた内容について、その実施・検討状況を文書で回答すること。

以上